

## 大阪府と近畿大学との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と近畿大学（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上を図るとともに、府域の成長・発展ならびに大学の活性化を推進するこどを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
  - (2) 教育・研究、文化振興に関すること
  - (3) 入材育成に関すること
  - (4) 子ども・福祉に関すること
  - (5) 健康に関すること
  - (6) 企業振興に関すること
  - (7) 府政のPRに関すること
  - (8) 防災に関すること
  - (9) 国際交流に関すること
  - (10) その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行ふものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前に書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に關し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月10日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪府東大阪市小若江3-4-1

近畿大学

学長 塩崎 均